

(2021年9月) 保険料払込みの猶予期間の延長に関する追加措置について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客様に対し、保険料払込みの猶予期間の延長を実施していますが、下記のとおり、追加の取扱いを実施いたします。

記

○現在、2021年4月ならびに5月に緊急事態宣言が発出された10都道府県（※1）の保険契約者からのお申し出により、緊急事態宣言発出日から、保険料払込みの猶予期間を最長6ヵ月間（※2）延長する特別取扱いを行っています。

○払込猶予延長期間後も保障を継続するためには、払込猶予延長期間分の保険料全額を払込猶予延長期間満了日（※2）までに払込みいただく必要がありますが、今般、このようなご契約に対し追加措置を実施いたします。

（※1）2021年4月に発出された地域：東京都、京都府、大阪府、兵庫県

2021年5月に発出された地域：北海道、愛知県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県

（※2）2021年4月に発出された地域：2021年10月31日まで

2021年5月に発出された地域：2021年11月30日まで

○具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響により、払込猶予延長期間満了日までに保険料全額の払込みが困難なお客様のために、保険契約者からのお申し出により、保険料払込みの猶予期間を最長7ヵ月間（※3）再延長いたします。

（※3）2021年4月に発出された地域：2022年5月31日まで

2021年5月に発出された地域：2022年6月30日まで

○なお、2021年1月8日から2021年7月30日までにお申し出をいただき、既に保険料払込みの猶予期間を再延長する特別取扱いをご利用されている保険契約については、猶予期間の変更はございません。

【保険料払込みの猶予期間の延長】

(1) 緊急事態宣言発令地域の猶予期間延長取扱い

対象地域	申出期間	延長期間
東京都	2021年4月25日～2021年10月31日	2021年10月31日
	2021年7月12日～2022年1月31日	2022年1月31日
大阪府	2021年4月25日～2021年10月31日	2021年10月31日
	2021年8月2日～2022年2月28日	2022年2月28日
京都府、兵庫県	2021年4月25日～2021年10月31日	2021年10月31日
	2021年8月20日～2022年2月28日	2022年2月28日
福岡県	2021年5月12日～2021年11月30日	2021年11月30日
	2021年8月20日～2022年2月28日	2022年2月28日
愛知県	2021年5月12日～2021年11月30日	2021年11月30日
	2021年8月27日～2022年2月28日	2022年2月28日
北海道、岡山県、広島県	2021年5月14日～2021年11月30日	2021年11月30日
	2021年8月27日～2022年2月28日	2022年2月28日
沖縄県	2021年5月21日～2021年11月30日	2021年11月30日
埼玉県、千葉県、神奈川県	2021年8月2日～2022年2月28日	2022年2月28日
茨城県、栃木県、群馬県、静岡県	2021年8月20日～2022年2月28日	2022年2月28日
宮城県、岐阜県、三重県、滋賀県	2021年8月27日～2022年2月28日	2022年2月28日

(2) 猶予期間再延長の取扱い (※4)

対象地域	申出期間	再延長期間
東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、 栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、 大阪府、兵庫県、福岡県	2021年7月31日まで (受付終了)	2022年2月28日
東京都、京都府、大阪府、兵庫県 (※5)	2021年10月31日まで	2022年5月31日
北海道、愛知県、岡山県、広島県、 福岡県、沖縄県 (※5)	2021年11月30日まで	2022年6月30日

(※4) 猶予期間再延長の取扱いは、保険契約者より再延長希望のお申し出をいただいた保険契約に限ります。

(※5) 2021年4月ならびに5月に緊急事態宣言が発出され、保険料払込みの猶予期間延長の特別取扱いをご利用されている保険契約に限ります。

【お問合せ先】

はなさく生命お客様コンタクトセンター  0120-8739-17

受付時間[月～土曜日 9:00～18:00]

(祝日、12/31～1/3を除く)